

社会福祉研究所の新たな出発

所 長 木 下 康 仁

今、社会福祉研究所は転換期を迎えています。立教大学にあるさまざまな領域の諸研究所間の連携強化のため、数年来構想されていた統合組織「立教大学総合研究センター」が、今春いよいよ発足し、社会福祉研究所もこの総合研究センターに参加し、刷新された体制で運営されていくことになりました。私は、こうした大学の制度改編が単に事務運営機構の事柄とは考えていません。今後は、研究所の実質的な活動の実績が、良きにつけ悪きにつけ試されることとなります。本研究所では、この組織改革を研究所の研究活動そのものをより活性化させていくチャンスと捉え、新たな一歩を踏み出します。

この研究活動促進の青写真の輪郭もそろそろ浮かび上がってきました。具体的にまず一つ挙げれば、これを機に、まず所内機関である「家族福祉相談室」の業務を拡充することです。研究のフィールドにおいて多彩な人材をもっている本研究所の長所を生かし、社会福祉の様々な領域にわたる問題に対応できるような総合的な相談業務を行うことを構想しています。

もう一つに、紀要「立教社会福祉研究」における研究発表の奨励と発行の迅速化を進めることが、新年度の重要な活動方針として定まっています。所員・研究員の努力により、この紀要が社会福祉研究の分野において、より確かな評価を受けられるようになることを望みます。また今後は、近年の情報社会化のはかり知れない進展に対応し、電子媒体での研究成果の発信も重視します。35年の歴史をもつ本紙「社会福祉ニュース」が今号よりインターネットで公開されるようになったことは、その変革の端緒となるでしょう。紀要においても電子媒体を併用することで、より多くの人々に目に届くことが可能になり、論文を読んでもらった幅広い層の人々から、独自の視点でご指摘、ご批判を頂けるようになれば、それは研究所にとっても大きな利益となります。

また従来から実績のある主催行事、連続公開講座「社会福祉のフロンティア」や公開セミナーの「対人援助技術セミナー」「家族援助技術セミナー」についても、研究所として今後引き続き発展的に運営していきたいと考えています。一般公開のこれらの講演会、セミナーでは毎回、社会福祉の現場で活動する皆様などから、私たち所員・研究員にとって大変に貴重な示唆があり、所内の研究活動もこれに支えられていると言えます。

最後に、所員・研究員ともに力を合わせて、新しい環境の下で研究所としての活動を発展させていく所存です。

【研究報告】

外国人の子どもの保育への対応

東京都新宿区の調査から

研究員 猿田佳恵子

1980年代後半以降、日本で暮らす外国人の数は急増しており、東南アジアや南米の出身者がその多くを占める。90年代半ば以降、かれらの定住化にともない、外国人の出生数も増加した。また、同時期、日本人の国際結婚件数も急増している。組み合わせとしては、「夫日本人、妻外国人」が全体の4分の3を占める。国際結婚件数と国際結婚カップルの出生数は、必ずしも比例しないが、少なくとも、80年代後半以降、それ以前に比して、日本人の父と外国人の母を持つ子どもが増えたと推察される。両親あるいは親のどちらか一方が外国人である子どもを、ここでは「外国人の子ども」と呼ぶ。外国人の子どもが日本の出生数に占める割合は、全国平均で37人に1人(1996年)であり、東京都区部では14人に1人(1997年)となっている。

日本保育協会〔2000〕によれば、外国人の子どもの保育所入所児全体に占める割合は、全国平均で1%ないし数%、外国人の子どもが入所している保育所は全体の4分の1で、1ヶ所平均の数は、8.4人(公立9.3人、私立7.3人)である(1999年12月1日現在)。つまり、13人に1人が外国人の子どもである。新宿区の認可保育所では、5、6人に1人(2000年12月1日現在)が外国人の子どもであり、なかには、65%が外国人の子どもというクラスもあった。

外国人の子どもが入所してくることで、どのような変化が生じているのだろうか。保育所入所を決定する行政側の見解では、日本人も外国人も区別なく平等に扱っており、外国人の子どもが増加しても特に問題はない、という。しかし、外国人の子どもが入所してくることで、保育所内では、言語や習慣、宗教のちがいなどからおこる様々なことからへの対応に、日々追われているのが現状である。外国人の子どもの保育では、子どもの問題よりも、外国人の親とのコミュニケーションの問題が大きい。特に日本語の話せない外国人の親とのコミュニケーションは難しく、通訳の要望が多くあがっている。入所前に、どこの国の人が入ってくるのか、日本語は話せるのかななどの情報を早めに保育所側に伝えてほしいとの声もある。早めに情報が入ることで、事前に準備・対応できることも多く、これには行政と保育所との連携が不可欠である。また、入所前に外国人の親にたいして、日本の保育所がどのような施設であるのかを理解してもらうことが求められている。ある通訳者の話では、外国語版の保育所入所案内などは準備されているが、その内容や決められていることが、出身国での経験と異なるために、入所後、誤解やトラブルを生じることがあるという。ただ外国語版の案内を発行するだけではなく、内容の理解を求める機会が必要である。また、外国人の子どもの保育にかんする情報交換を、保育所間でできるようなネットワークづくりも重要である。外国人の子どもが増加した、といっても、その増加は、保育所ごとに違う。新宿区でも、先ほどあげたように、半数以上が外国人の子どもというクラスをもつ保育所もあれば、保育所全体で外国人の子どもは1人という所もある。外国人の子どもの保育経験の蓄積のある保育所の情報が他の保育所へ広まることで、日々対応に追われる状態から抜けだし、じっくりと考えて対応できる状態になるのではないだろうか。

紙幅の都合上、行政と保育所の対応に焦点化した報告となったが、今後機会があれば、外国人の親の立場からみた外国人の子どもの保育について報告をしたい。

「家族福祉相談室」の活動と今後の展望

所員・カウンセラー 安達映子

社会福祉研究所のさまざまな研究・実践活動の 1 つに、広く外部からの相談を扱う相談室活動があることをご存知でしょうか。

初代の所長であった岩井祐彦先生の時代に、研究所内に「家族福祉相談室」が設置されました。その後所長をつとめられた早坂泰次郎先生、佐藤悦子先生は当研究所の理念でもある「人間福祉」の視点にたった臨床実践に常に力を注がれ、現所長である木下康仁先生も、社会福祉援助の現場について精通し「臨床的視点」との接点をもった研究実績を多く積み重ねていることは周知の通りです。このような代々の所長に支えられて 20 余年、相談室設置については研究所規約にも明記され、活動状況に波はありましたが、「家族福祉相談室」は個人と家族への相談に応える体制を継続して今日に至っています。

阪神・淡路大震災の被災者支援活動に際して、また文部科学省によるスクールカウンセラーの配置などを契機に、心理的サポートや相談支援に対する関心は近年とみに高まってきました。同時に、こどもの虐待、教育と思春期をめぐるさまざまな問題、経済不況を背景に深刻化する中高年の危機、高齢者介護のありかたなど、個人と家族を取り巻く状況には、課題が山積しています。

このような現状を見渡す中で、「家族福祉相談室」も、潜在する相談ニーズを見極め、それに対応できる体制をあらたに整備することが必要な時期にきているようです。おりしも社会福祉研究所は、2002 年 4 月より社会学部から独立し、立教大学の「総合研究センター」の一部門として活動を行うことが決まっています。それに伴い相談室もすでにミッチェル館の 3 階へ移転し、相談環境も大きく改善されました。こうした内外の環境変化に応じて、「家族福祉相談室」も活動の進め方をあらためて整理し、運営方針を明確にした上でその体制をより強固なものにしていくことが求められています。

具体的には次の 2 点が今後の相談室の活動指針として確認されています。

研究所所員・研究員の多様な専門性を活かし、狭義のカウンセリングだけでなく、コンサルテーションやソーシャルワーク的な支援を含め、広い視点に開かれた相談活動をすすめていく。

相談室内の活動だけでなく、ここを中心としつつも、研究所所員・研究員がかかわりをもつ専門相談・援助機関や施設、また地域の中の各種相談サービス拠点等との連携をすすめて、ネットワーク形成を通しての支援体制作りを目指す。

さらに、大学内の研究所の一活動であることをふまえ、研究員や大学院生の臨床教育・訓練の場としても、相談室活動を活用していくことなどが今後の課題としては検討されています。

これからの社会福祉研究所は、総合研究センターに属する部門としてより一層研究実績の蓄積と発信を求められていくはずですが、発信は様々なかたちをとりうるものですが、研究所のこれまでの歩みは、つねに研究成果の還元を実践的営為によってなすことに意味を見出してきたことを示しています。この流れを絶やさず大切にしていけるような相談活動を、具体化していきたいと考えています。

相談のお問合せ・お申込みは立教大学社会福祉研究所まで
電話 03-3985-2663
E-mail : r-fukushi@grp.rikkyo.ne.jp

2001年6月26日 公開講座 社会福祉のフロンティア 第21回

スウェーデンにおける高齢者ケアの危機と対応

1990年代の変化を中心に

スウェーデン・イェンシェピン老年学研究所

ゲルト・スンストローム教授 講演

報告者： 研究員 新田雅子

スンストローム教授は、スウェーデンを代表する社会老年学者である。氏は膨大な調査研究業績と、それらに基づく的確な同時代分析と将来予測によって、現代のスウェーデンが経験している変化を多くの人々に伝えている。今回の公開講座ではそれに加え、自身の母上のエピソードを挙げてわれわれ聴衆に具体的なイメージを喚起させるなど、氏の配慮に満ちた人柄にも触れることができた。以下、講演内容を要約する。

* * * * *

ここ10年ないし20年間、スウェーデンの高齢者ケアをめぐる状況は大きく変化してきた。変化の要因は二つある。一つは国家財政面の削減、もう一つはかつてない家族の重要性の拡大である。後者について、一般的にスウェーデンは家族の紐帯が強くないと考えられてきたむきがあるが、現在、法的に結婚しているかどうかは別として、人びとは今までにないほどパートナーと長く連れ添い、配偶関係として非常に安定しているといえる。高齢者ケアに関しても、最近の調査の結果からは、援助を必要とする高齢者を配偶者や子供などの家族が支えていることがわかっている。

今日、スウェーデンの高齢者がケアを必要とした場合、それを手に入れる手段は三つある。一つは政府から、スウェーデンの場合は地方自治体からの公的なサービス提供であり、無料かもしくは低額の自己負担がある。二つめは上で少し触れた、家族によるケア。そして三つめは市場によるものであり、その中には移民を個人的に雇って家事や介護をまかない、税金の徴収を免れている“ブラックマーケット”も含まれる。政府と家族と市場、これらは80年代から90年代にかけての潮流の変化に大きくかかわっている。これらの役割関係の変化は非常に複雑にからみあっている。

スウェーデンの国家予算のうち、高齢者を支えるサービスは主に年金、住宅手当、ヘルスケア、施設サービスである。国内総生産の14%を高齢者ケアに割いているが、そのうちの大部分を占めるのが年金、次に住宅手当である。施設サービス自体の予算は年々縮小している。50年代から1970年代半ばまで、サービスは施設・在宅ともに増加していた。その後はだんだんと減少し、特にホームヘルプサービスは顕著に減少傾向である。

1950年代、スウェーデンの老人ホームは、「死ぬ間際になった人を収容する」ためだけの、悲惨な状況であった。それでも当時は在宅サービスがなかったために、ケアを要する高齢者はここに入る以外に方法はなかった。この状況を告発したスキャンダルは、在宅サービスの設立と充実に向けて政府に働きかけた。現在、基本的には、ホームヘルプサービスは無制限に受けることができる。つまり原則的に上限は設定されておらず、24時間サービスは可能である。しかし実際には、そうしたケースは全身的な障害など、きわめて限られている。通常のサービスに関しても、第一義的に利用可能なのは一人暮らしの高齢者である。

といっても、スウェーデンでは施設入所者を除く高齢者の52%が単独で暮らしている。高齢者が子供との同居を選ばず、彼/彼女ら自身で自立して暮らすという傾向は、欧米、日本、中国など、多く

の国々でみられる。すなわち、単独世帯と高齢夫婦世帯の増加は家族の同時代的な動向である。スウェーデンで高齢者が成人した子供と同居している場合、親の介護というよりは、子供の方の事情で、障害があったり、アルコール依存であったり、そうした特殊な事情のあるケースが多く、その大部分は青年期を過ぎた息子である。高齢者自身も子供と同居したいとは思っていない。しかし、子供のうちの少なくとも一人には近くに住んでいてもらいたいと考えており、実際にそういうケースが増えている。

傾向としては80年代から議論されていたことであるが、90年代に入って、とりわけ1994年から2000年の標本調査にもとづく結果では、インフォーマルケア(配偶者か子供によるケア)の割合が明らかに増えていた。たとえば、家族から受けているケアを公的なサービスでまかなった場合を試算するという調査を実施したところ、90年代に入って、家族によって提供されているサービスの比率が非常に高くなっていった。つまり、家族の役割はより大きいものになってきていると考えられる。

ただし、このようなやり方では、当然公的なサービスに含まれている項目しか換算できないため、得られる結果は現実を低めに評価していると前提しなければならない。実際に家族がやっていることは、仕事に行く前に親の家に寄って顔を見て行くとか、ストーブの火が消えているか確認するとか、そうした多くの細かい配慮と行為を含むものであるが、これらは公的なサービスのメニューに入っていないからである。家族によるケアの内実の変化は、統計的には説明できないことである。

家族の役割の拡大と並行して、先にも述べたように、ホームヘルプサービスの利用割合が下降している。つまり、ホームヘルプを受けられる人が少なくなっている。これをもう少し詳しく見てみると、利用平均値は下降しているが、サービス利用可能性は高まっている。全体としてサービス利用割合は低くなっても、ニーズが高くなってからであれば高い割合でニーズに応じたサービスを受けられるということである。逆に言えば、ニーズが高まらないとサービスを受けることはできなくなっているのである。

各種サービスの質の時代的变化や、家族の果たす役割の変化、個々人の生活状況などについて統計的方法で析出した結果を歴史的・国家社会的な文脈で比較検討する際には、その時間的・文化的な相対性を十分に検討し、解釈を熟考しなければならない。

次に、平均値の比較における方法論的問題について留意しつつ、施設サービスと高齢者の所得について説明する。

1990年代に入ってから大きな変化の一つに、サービスを受ける人が重度化しているという点がある。先にホームヘルプを利用するにはかなりニーズの高い状態にならなければならないと述べたが、施設サービスに関しても、サービスを受けるまでには相対的な待機時間が長くなっている。

高齢者のうちの8%という施設入居割合は1950年も2000年も変わらない。しかし施設で亡くなっている人が、50年には高齢者全体の15%であったものが2000年には40%になっている。このことは、施設入居者の身体的・精神的障害の重度化を意味している。そして、施設入居期間は明らかに短くなっている。かつてなら10年、20年施設で過ごしている高齢者を目にすることがあったが、現在はそうした人を見ることはほとんどない。施設入居になる前に、サービスを利用しながら少しでも長く在宅で生活しようとするからである。方法論的な点として注意しなければならないのは、単純に施設入所者割合の比較では現実を把握できないということである。それだけを見るならば、1950年も2000年も変化なしと思われてしまうだろう。

次に、高齢者の所得について。年金生活者の運動は年ごとの年金受給額の引き上げを実現してきている。平均値で見れば、彼/彼女らの年金所得は年々増加している。負担者である若者たちは、それに対する不満を少なからず持っている。しかしながら、数年前に行った高齢者個々人の所得に関する調査によれば、個々の年金生活者の所得は年々減少している。個人個人は集団で見られているほど裕福ではないのである。

一ヶ月前の世論調査では、公的制度に対する信頼を聞いた質問に関して、その信頼が薄らいでいる

という結果がでた。公的なものであれ個人的なものであれ、老齢年金や貯金については皆関心が高い。かつてスウェーデンでは、高い税金を支払うかわりに将来必要なサービスは受けられるという、公的システムに対する国民の間での暗黙の合意 契約とでも言えるものがあったが、現代ではこの関係が疑念を呈されているのかもしれない。

* * * * *

スINSTROOM教授は、家族の重要性の拡張と政府の縮小、市場の進出という 90 年代以降のスウェーデンの変化が内容的にはどのようなものであるのかを、統計データを活用しつつ、またその方法論的な限界と課題にも言及しながら詳細に説明した。国家財政の削減と市場原理の公私両面への導入、施設入居者の重篤化と入所期間の短期化、在宅への志向性の強まり、そしてとりわけ、こうした変化と家族ケアへの期待や役割の拡張が相関しているという指摘は、今日の日本における高齢者ケアシステムを考える上でも非常に興味深いものであった。

講演の後に引き続き行われた質疑応答では、主に次のような質問に対して教授が真摯に応答した。

・近所同士 Neighbors の助け合いについて：個別的に聞いていかないと実態が把握しにくいとため調査が難しいが、スウェーデンでも日本でも、家族でもサービス提供者でもない、第三の人たちとして、今後一層重要な部分になるだろう。

・日瑞の高齢者ケアの違いについて：質・量ともに、差は狭まっている。将来的にもどんどん違いは少なくなってくるのではないだろうか。システム的に言えば、これはもっとも異なる点であるが、スウェーデンでは、日本のように国家レベルでの保険システムがあるわけではなく、高齢者ケアの責任主体はすべて地方自治体であり、強い権限をもっている。そこでいま問題になっているのは、自治体間格差である。サービスを十分供給できる自治体では自己負担料も安く済むが、リソースが限られている自治体では、サービスを利用することも困難であるし、負担も重くなる。これはヨーロッパの他の国々でも同様に問題となっている。

・EU 加盟による影響について：影響はそう大きくないと考えている。スウェーデンは移民を多く受け入れているが、その多くは EU 以外の地域からの移民である。人口流動性は高くなると言われてはいるが、人びとはそれほど自分の国を簡単に離れないのではないだろうか。また、社会サービスに関しては、国内的なことがらであって、財政の問題はすでに以前から引き続いていることであるから、EU の加盟が直接的に社会保障に影響を及ぼすとは考えていない。まったく別の現象として、北欧やイギリス・ドイツの退職者が暖かくて物価も安いスペインに移住するという一部の流れはある。しかし、それはほんの一部であり、また彼/彼女らがずっと高齢になって、病気になったり支援を必要とするような段階になったら、もとの国に戻ることになりがちである。

* * * * *

最後に、木下所長からの次のような質問に対して、スINSTROOM教授は自らの立場を率直に表明した。「スウェーデンの今日の変化は、いわゆる黄金時代のスウェーデンモデルの、本質的な変容を意味しているのでしょうか？」それは人によると思います。住んでいる国が根本的な貧困にあえいでいるような国であれば、われわれの困難はその国の人たちにはなかなか理解できないでしょう。また、それは見方の問題でもあります。スウェーデン人の中にも、将来に大きな不安を抱いて心配している人と、かつてとの違いはそう大きくないと考えている人とがいます。私はこのグループに属します。危機はそれほど深刻なものではないと考えています。しかし、今のような状況がこれからもずっと続くとしたら、私も心配になるかもしれません。」

2001 年 7 月 28 日 第 7 回 対人援助技術セミナー

カウンセリングマインドの体験レッスン Part ロールプレイングの演習

本研究所副所長・コミュニティ福祉学部教授
福山清蔵氏 講義

報告者： 研究員 加藤尚子

昨年 2001 年 7 月 28 日の土曜日、第 7 回対人援助セミナーが開催されました。社会福祉研究所研究員でもある、立教大学コミュニティ福祉学部教授、福山清蔵先生によって、「カウンセリングのマインドの体験レッスン Part ロールプレイングの演習」というテーマで行なわれました。ここ簡は、単な当日の様子と、そこから私自身が感じたことを述べることで、このセミナーの紹介とさせていただきます。

参加者は、教育機関から社会福祉現場まで幅広い領域に渡り、既に現場で活躍している専門職者と、学生の参加も多く見られました。こうした様々なバックボーンを持つ約 20 人が、夏の暑い盛りの日に、緑あふれるセントポールズ会館の 2 階で、一日の演習に参加しました。午前中は、ウォーミングアップも含んで、グループ作りを兼ねた簡単なグループワークを行ないました。そして、午後は 4～5 人のスモールグループで、童話を使ったロールプレイや創作課題によるロールプレイを行ないました。

午前中のグループワークでは、あちら、あちら、と楽しみながら気持ちがほぐれていく感覚を味わいました。身体を動かす、ちょっとした動きをグループワークの中に入れることで、身体の固さと共に心も自由になっていくようでした。こうした人をほぐすということやムード作りは、いつもながら、さすがの福山先生！です。参加者の表情にも、笑顔があちこちで開きはじめていたようでした。

ロールプレイを行なう、ということは、自分のことを発見させられるということなのだと感じています。それは、役割を演じる中にも、そして共に学ぼうとする人との関係の中にも現れる、二重構造になっていると感じます。価値観、自分の対人関係上の態度や特徴、状況認知の特徴などなど……。今回のロールプレイでは、講師の意図で、あらかじめ、いわゆる「自己紹介」なるものをせずに、ロールプレイに取り組みました。こうすることで、肩書きや社会的立場や役割が取り外され、いつもよりも素の自分で取り組める状況が用意されたように感じます。

私自身は、今回のロールプレイを体験することによって、再び自分の特徴を強く自覚することとなりました。それは、どちらかという、あまり自分では好きでない部分でもあります。自分の特徴がよく現れ、少しがっかりしたのですが、しかしそれを「がっかり体験」だけではなく、ふんわりと自分で受けとめなおせるような最後のフィードバックが用意されていました。

「あまり好きでない部分」も、自分の一部であり、それは生きていく中で支えとして役立てている部分でもある。まあ、しょうがないよ、とあきらめにも似た気持ち……。私は、講師のまとめからそんなことを連想しました。何かの強い一つのメッセージを伝えるというより、ゆるやかなまとめであり、参加者それぞれに、連想したこと、考えたことは異なるだろうと思います。人との付き合いと同時に、自分との付き合い方も味わうことができる、やはり二重構造のワークショップでした。

毎回のテーマもよい意味で専門的内容に絞り込み過ぎでないところが、このセミナーのよい点であると感じています。学生から専門職者まで、様々な専門を持った、多様な人が参加することができるセミナーであり、そうした中では、一層それぞれの人の様子が際立つように思います。自分が何を専門にしているのか、日常どんな立場にいるのか、など……。このセミナーのテーマ自体が、参加者を写し出す鏡であり、こうした「曖昧な」テーマのセミナーの価値を、様々な領域を越えて行き来することがますます必要とされる今であるからこそ、強く感じています。

2002 年 1 月 26 日 第 10 回 家族援助技術セミナー

解決志向アプローチの技法

ブリーフセラピーの演習

所員・原宿カウンセリングセンター臨床心理士

田中ひな子氏 講義

報告者： 研究員 外川春美

去る、2002 年 1 月 26 日の土曜日の午後、対人援助技術セミナーが催されました。今回は「ブリーフセラピーの演習」として田中ひな子先生による「解決志向アプローチの技法」について講習となりました。これは以前にも開かれたものの続編のようでしたが、私は田中先生の講習を受けるのは初めてでした。それが、先生のスタイルなのか、講習のはじまる前に、先生は受講者に今日この会場にどのような気持ちで臨んできたのかを聞いていました。そして、田中先生ご自身の今日の講習が終わってこうなっていたらいいな、という希望として「(受講者から)質問がでること等返事が欲しい。解決志向アプローチに関する本を買ってみようかと思えるようになること」という思いを抱いておられることを聞かせていただき、そして受講生それぞれにも「この後どんなことが起こると、来てよかったと思えるか？それぞれの職場なりに戻った時どんな変化があったらいいか？」について考えるように指示がありました。この時すでに「解決志向アプローチ」の技法の演習は始まっていたのでした。このような質問はこの技法にとって大変重要で、「セラピスト(以下 Th)はインタビューの専門家」であることを学ぶための第一歩だった気がします。

この技法の従来との違いは、「原因探しをしない」ことにあり、「解決志向」に対し従来の方は「問題志向」だと言われ、なるほどなと思いました。例えば摂食障害の問題を持つクライアント(以下 CI)が来談し、Th は問題の原因を親子関係にあると気付いたとします。このように問題を次々に探ること、原因を探ることが「問題志向」であり、それらの原因を解決しないと本当の解決にならないとするならば、それには限界があります。一方「解決志向」による方法では、問題点を挙げるのではなく、問題なく過ごせた時である「例外」を探していきます。なぜその時その問題が起こらずに済んだのか、どんな方法をもって解決できたのかを探していくのです。その時必要なのが、CI への質問でした。この技法では、「CI は、CI の人生の専門家である。Th はインタビューの専門家である。」として、CI のことについて何も知らない者が専門家の意見を聞かせていただく、という立場で面接を進めていき、そのために Th は質問の技法を学ぶ必要があることがわかりました。これには、確かに聞く方としても気が楽だ、と思えました。問題点を探るのは、CI 自身も言いにくいことを聞くことが多く、こちらとしても気が引けることも本音としてありますが、解決についての質問ならば先が見えてきますし、お互い明るい気持ちになり、聞く方も気が楽です。

このような講義の後に二人一組になってロールプレイが行われました。質問する側、される側をお互いで交代で行いました。私の場合、このような会でいつも思うのですが、たまには質問される側になり、こちら側の緊張感や自己洞察をさせられる感じ、などを味わうのも必要だなと感じていました。質問の技法は、何を聞き出すことを目的としている質問なのかによって、様々なパターンと名称が決

められていて、それも面白かったです。面接が解決に導くように構築されるために無駄のない有効な決め技，といった感じでした。もちろんそれらの技法を使いこなすには，理論の修得と体験の熟練が必要なのは言うまでもありませんが，今までにないこの方法に大変興味が湧きました。今回はそのいくつか有る中で，「スケーリング・クエスチョン」(問題の程度を 10 段階で答える)と「ミラクル・クエスチョン」についてのロールプレイをしましたが，後者の質問を抜粋しますと，以下ようになります。「ここでちょっと変わった質問をしたいと思います。今日の面接が終わった後で，家に帰ってお休みになったと考えて下さい。あなたが眠っている間に，奇跡が起こって，今日，ご相談にこられた問題が解決したとします。でも，あなたは眠っていたので奇跡が起こったことはわからないわけです。明日の朝になって，夜中に奇跡が起こって相談にこられた問題が解決したことをあなたに教えてくれる，最初の小さな事柄はどんなことですか？どのような違いに気がきますか？」これによって，目的が具体的となり，それを聞いてこそ例外の起こる場面＝解決の場面がはっきりしてくるようです。問題解決の目的が具体的でないところから手をつけていいのかわからない，ともいえます。この質問を受ける側になった時は，少し楽しい気分でした。朝目覚めて奇跡が起きているなど，こんな質問でもされなければ考えてもみないことですが，考える側に希望を与え明るい気持ちにさせてくれるものだとは感じました。

また，会の始めの「ここに来て良かったと思えるにはどんなことが起こる必要があるのか」という質問は「アウトカム・クエスチョン」という問題解決後の状態について尋ねる質問の類であったと思いました。

例外探し，という視点に目の前がぱっと明るくなった気持ちと同時に面白さを感じ，フットワークの軽い田中先生の講習に，あっという間に満足のいく楽しく体験ができた半日でした。感想ばかりで会の報告になっているかどうか心配ですが，この辺で締めくくりたいと思います。

【文献紹介】

武川正吾・1999・『社会政策のなかの現代』・東京大学出版会・

研究員 天田城介

本書は、「あとがき」にあるように、本書第 1 章の論文の初出から 17 年を数え、「企画から完成まで足かけ 10 年」を費やして出版された、社会政策の視角から福祉国家を考究した力作である。筆者は戦前において大河内一男によって確立され、戦後は様々な批判に晒されながら皮肉にも支持・強化されてしまった、これまでの日本の社会政策学における「問題設定」を批判的に再検討した上で、1970 年代半ば以降の福祉国家の変容と現在直面する課題を析出した後に、何よりも解明すべき課題として、これまでの日本の社会政策学の「問題設定」がなぜ故に温存・再生産されてきたのかを大胆かつ慎重に論究する。全 5 章から構成される本書の理論的な意義と功績を敢えて幾つか言挙するならば、主として以下の 4 点であろう。

第一に、これまでの日本の社会政策学における社会政策 = 労働政策という概念の前提化とその「問題設定」を根底から徹底的に批判しつつ、「社会政策とは労働力の商品化を促進・補完するためのものであり、労働力を脱商品化する」という視点を持ち得なかった理由を、社会政策学と脱商品化度の低い現実の日本の社会政策との親和性と、1970 年代以降の企業社会化との共犯性を見事に描出している点である（第 1 章及び第 5 章）。ちなみに、他章では筆者自身によって脱商品化する社会政策という理論的地平から福祉国家の変容と課題が詳述されている。

第二に、「福祉国家の危機」が叫ばれた 80 年代の福祉国家に生じていたのは福祉国家の解体ではなく、調整と再編であったことを明示した後、危機管理システムとしての福祉国家という分析枠組からフランスで見られたネオ・ケインジアン、スウェーデンで典型的に顕現したネオ・コーポラティズム、イギリスで典型的に現出した新保守主義の 3 つの調整・再編があったことを指摘し、概ね成功を収めた後二者を比較検討している点である（第 2 章）。

第三には、80 年代のネオ・コーポラティズム的再編と新保守主義的再編という対立軸は、90 年代に入ると欧州モデルと英米モデルへと変移しつつも存続していることが剔出された上で、今日の福祉国家がより深層の水準において直面している成長問題とフレキシビリティ問題の 2 つが「商品化 - 脱商品化」「家父長的 - 脱家父長的」という基軸から分析される。加えて、成長問題として高齢化と地球環境問題に直面する現在において「持続可能な発展」に対する福祉国家の困難性と、ポスト・フォードイズムと呼びうる現在において高度化する生産ならびに消費のフレキシビリティの要求に対する福祉国家の困難性が描写される（第 3 章）。

最後に、現在の福祉国家が抱える問題とその将来について労働の未来との関係で考察が為されており、雇用形態の多様化や家事労働の縮小化やボランティア労働の拡大化等の状況の中で、人間活動のポートフォリオとポスト・フォードイズムと福祉国家の関係がいかなる社会的現実を作り出してゆくのが丁寧に解釈されている点である（第 4 章）。

本書は、現在の社会政策学の課題や地平の概観というだけでも大変示唆的であるのだが、加えて「労働力の脱商品化 = 社会政策」を基軸概念にしつつ 70 年代半ば以降の福祉国家の変容を体系的に分析したという意味でも全ての読者にとって必読の書になることは間違いない。

とは言え、やはり幾つか大きな疑問点が残ることもまた事実である。例えば、「危機管理システムと

しての福祉国家」概念，あるいは「社会統合」としての福祉を筆者は前提にするが，それまでの社会・制度において排除／忘却されていた他者が声をあげ，既存の規範・構造に対して意義申し立てが可能となるための 福祉 もあり得るのではないか？ また，人間活動のポートフォリオの変化は「意味としての労働」を追求する倫理的主体の形成化ではないのか？ 更には市場におけるポスト・フォードイズムの主体を福祉国家が補完・強化する機制があるのではないか，等々の疑問が湧いてこよう。しかし，こうした様々な問いは，本書によって我々読者全員に追究すべき課題として与された問いとして了解するべきであろう。